

京都看護大学新型コロナウイルス感染拡大に伴う活動制限のガイドライン:ver.X

【授業(講義、演習、実習)・課外活動】

レベル	講義	実習	課外活動	京都府レベル
レベル0 (制限なし)	通常	通常	通常	0
レベル1 (最小限の制限)	オンライン授業を併用し、対面授業においては感染拡大防止に配慮をしようえ実施する。	実習施設の受け入れを確認し、かつ対象学生のPCR検査が陰性である時(実習施設がPCR検査を求めない場合は不要)に、担当者が大学の許可を得て、実習ガイドラインに則って実施する。	3密を避けることのできる課外活動は、大学の許可を得て実施できる。	1
レベル2 (対面授業 実習方法の検討)	オンライン授業を併用し、対面授業においては感染拡大の防止に最大限の配慮をしようえ実施する。特に演習を対面で行う場合には、密集、密閉、密接を厳密に排除できることを確認した上で実施する。			2
レベル3 (授業活動の一部制限)	オンライン授業を中心とし、科目単位で許可を得た場合は対面授業を実施する。			3 まん延防止等重点措置
レベル4 (最小限の授業活動)	全学でオンライン授業のみを実施する。	実習病院との協議により決定する。	全ての課外活動を自粛する。	緊急事態宣言
レベル5 (全学休講)	全ての授業・実習を停止する。			—

京都看護大学新型コロナウイルス感染者発生時の対応ベース

区分	通学形態		対応
感染確定	発症の2日前までに	対面授業	登校アリ 授業内容・授業形態などを確認し、濃厚接触者を特定する
		登校ナシ	自治体のガイドラインに準じる※1
		実習	実習アリ ただちに実習病院に連絡し、濃厚接触者を特定する
		実習ナシ	自治体のガイドラインに準じる※1
	Web授業	自治体のガイドラインに準じる※1	

1. 学生がPCR検査を受け結果が未確定の期間は、当該学生をオンライン授業(含:実習)とする。

- (1) 感染を強く疑われる症状を有する学生
- (2) 濃厚接触者として認定されている学生
  - ・ 該当者はいずれの場合も結果が判明するまで自宅待機とする
  - ・ 当該学生が実習中の場合は、ただちに実習病院に報告する

2. レベル判断基準日は水曜日とし、以降に京都府レベルが変動した場合も翌週のレベルは変更しない。

3. 緊急事態宣言下においても文科省の通知(2文科高第934号)に則り、対面でなければ教育効果の担保が出来ない授業・実習は、レベル3の対応を行う。

○上記を対応ベースとし、感染者や濃厚接触者の状況等に応じて、保健所及び実習病院と協議し具体的な対応内容を確定する

区分	症状	療養(自宅待機)期間
PCR(抗原)検査陽性の場合	あり	発症日を0日とし、6日目が軽快日の場合は10日目が療養解除(登校可能)日となる。 発症日を0日とし、症状が長引いた場合は軽快日から72時間の経過観察後、療養解除(登校可能)日となる。
	なし	検査日を0日とし、7日間が経過するまで自宅待機。
濃厚接触者の場合	—	①対象となる感染者の発症日 ②同居の場合は家庭内で感染対策を講じた日 上記①②のどちらか遅い方を0日とし、7日間が経過するまで自宅待機。

※1 京都市情報館より引用(2022.3.15)